

第 50 号
昭和 59 年 8 月 15 日
発 行



豊 中 市
人権教育推進委員協議会
編 集 委 員 会
事務局 858-2580

人権擁護都市宣言の 具現化をめざして

会長 村田 佐市

一切の差別をなくして明るい豊中市の実現をはかろうと、
願いをこめて取り組んだ「豊中市人権擁護都市宣言」の要
望署名活動には、八万二千余名の署名が寄せられました。



豊中市もこれに応えて「豊中市人権擁護都市」の宣言をさ
れたことは、すでにご承知の通りであります。はるかに予
想を越えた市民の理解と協力が得られたということは、関
係団体の積極的な活動もさることながら、多くの人々が
差別の現実につき、差別の解消がいかに急務であるかが
認識されてきたことを示していると思います。それだけに、
人権協活動がより一層求められているということが言える
のではないのでしょうか。したがって、人権協の今後の課題
としては、「人権擁護都市宣言」の具現化のために、推進
委員としての果すべき役割、任務を十分理解し、人権
尊重の輪を更に広げる主体的な活動を積極的に推進し
なければなりません。

去る六月二十日の朝日新聞に、地域改善対策協議会
が内閣総理大臣に提出した同和問題に対する意見具申
の要旨が掲載されました。その内容は、過去十三年間
の総括と、心理的差別の解消を主流に、啓発活動の内
容、在り方、具体的方法等について述べられています。
特に結びでは、「部落差別の解消は我々の手で必ず解
決できるもの、必ず達成できる課題である。」とありま
す。

私たち人権協も自信をもってあらゆる差別の根源で
ある部落差別を初め、いっさいの差別をなくすために
も、推進委員一人ひとりが自分の問題として受けとめ、
差別のなくなる日まで根気よく頑張りたいのであり
ます。

豊中市人権擁護都市宣言

私たちは、豊中市民として日本国憲法のもとにすべての人が人間として尊ばれ、基本的人権が侵されることのない明るい住みよい社会が一日も早く実現することを願っています。

しかし、今なお存在するさまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護される心豊かな豊中市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げるため、ここに豊中市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

昭和59年3月28日

豊 中 市

人権擁護宣言都市としての豊中市人権協の基本姿勢

豊中市人権教育推進委員協議会が提唱し、関係15団体の協賛を得て実施した『豊中市が「人権擁護都市」を宣言する』ことについての要望署名活動に、8万人を越える署名が寄せられた。これはまさに画期的なことであり、市民の人権意識の高まりを如実に表明したものと見える。

さらにこれを受けて、豊中市が『人権擁護都市』宣言を行ったことは、誠に意義深いことであり、宣言を契機としてすべての市民が改めて基本的人権の尊厳を認識し、宣言都市にふさわしい差別のない明るく住みよい町の実現をめざして、いっそうの努力を積み重ねる必要がある。

豊中市人権協は、人権擁護都市を具現化していくための推進母体として、その果たすべき役割と任務を十分理解し、市行政と一体となって人権尊重の輪を広げる活動を展開していかなければならない。

したがって豊中市人権協は、人権擁護都市づくりに向かって、当面する目標と実践活動を明らかにし、その具現に努めることが大切である。

本年度の人権協活動はじまる

昭和 59 年度 豊中市人権協活動方針

多くの市民の願いがみのり、豊中市は「人権擁護都市」を宣言いたしました。豊中市人権協は、人権擁護都市にふさわしい町を実現していく推進母体としての自覚をもち、人権意識を高め、広めていくための主体的な活動を展開していきます。

1. 基本目標

- 人権意識をより高めよう。
- 人権尊重の輪を広げよう。

2. 活動内容

全体活動にかかわる内容

- 研修内容の充実に努める。
- 人権協活動への参加を呼びかける。
- 日常生活のなかで、差別に気づき、許さない活動をすすめる。
— 身元調査問題を重点に —
- 市行事との協調を深める。

地区・地域活動にかかわる内容

- 地区活動へ積極的に参加する。
- 地域における推進者としての学習を積む。
- 地域活動をすすめるための組織を充実する。
- 地域のなかで、自発的、主体的に参加する委員を求める。
- 地域における人権啓発活動をすすめる。
- 地域における機関や団体とのつながりを深め、共に活動する。

3. 研修の柱と重点課題

◎ 同和問題の解決と特別措置法

- 同和問題の解決をめざして、身元調査を中心に認識を深め、住民意識を高めていこう。

- 特別措置法（新法）と私たちの課題
- 学校における同和教育
- 部落地名総鑑と就職・結婚の問題
- 同和対策事業の歩みと現状
- 部落の歴史と解放運動

◎ 人権の確立と世界人権宣言

- 豊中市が人権擁護都市を宣言した意義を理解し、広く人権問題について学んでいこう。

- 日本国憲法・国際人権規約と同和問題
- 障害（児）者問題と私たちの課題
- 在日外国人差別と国際人権規約
- 婦人問題と人権の確立
- 子どもの人権と私たちの課題
- 人権啓発の歩みと現状



八万二千余の
人権擁護都市宣言署名簿を提出
五八・一一・二九

昭和59年度事業計画書

- 4月・役員会(1)人権啓発推進大阪協議会総会(23日)
- 5月・常任委員会(1)総会10日(記念講演)・地区代表委員会(中学校区高校委員会)・憲法月間
- 6月・役員・参与の会4日・役員・常任委員会(2)・特別部会4日(機関紙編集部会年8回)他・人権作品募集・人権教育基礎講座I(19日)・各地区委員会、府、人権作品募集
- 7月・人権教育基礎講座II・人権教育基礎講座III・機関紙50号発行
- 8月・役員会(3)
- 9月・常任委員会(3)・役員・常任委員研修会・地区代表委員全体会・人権擁護都市宣言記念集会
- 10月・市民の集い推進委員会・地区代表委員会(1)・機関紙51号発行・豊能プロジェクト経験交流会
- 11月・役員会(4)・常任委員会(4)・人権教育をすすめる市民の集い(9日)・人権作品展示・人権月間11月9日~12月10日・全国同和教育研究大会
- 12月・人権デー駅頭広報活動(10日)
- 1月・役員会(5)・常任委員会(5)・役員・常任委員研修会(2)機関紙52号発行
- 2月・地区代表委員研修会(2)・地区代表委員全体会(2)・地区代表委員会(中学校区高校委員会)・各地区委員会
- 3月・役員会(6)・常任委員全体会(6)・機関紙53号発行
- 備考・特別部会の設置
機関紙編集部会・調査研究部会

— 本年度の地区活動・基礎講座 順調なすべり出しではじまる。—

「人権擁護都市」宣言後、初年度の人権協活動がスタートいたしました。

5月10日の総会や人権教育基礎講座への参加者も、昨年に比べて大幅に増加するなど、本年度の人権協活動は、順調なすべり出しをみせています。

豊中市人権教育推進委員協議会 規程

(昭和59年5月改正)

(名称)

第1条 本会は、豊中市人権教育推進委員協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、豊中市教育委員会内におく。

(目的)

第3条 憲法に定められた基本的人権を守り、一切の差別をなくし、民主主義思想をすべての市民に普及徹底するための人権教育の研究推進をはかる。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 人権教育に関する研修、講習会等の開催。
2. 人権教育に関する各種資料の収集、普及、宣伝。
3. 人権教育の内容、方法の研究ならびに啓発とその成果の交流。
4. その他、目的達成に必要な事項。

(構成)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同し、その活動に協力する者をもって組織する。

(機関)

第6条 本会の目的を達成するため次の機関をおく。

1. 役員会
会長(1名)、副会長(若干名)、書記(2名)、会計(2名)、監事(2名)をもって構成する。
2. 常任委員会
役員・常任委員をもって構成する。
3. 総会
役員・常任委員・地区代表委員をもって

構成する。

4. 地区代表委員会

各中学校区・高校委員会単位に、当該常任委員と地区代表委員をもって構成する。

5. 地区委員会

小・中学校区ならびに高校委員会の各単位ごとに、委員をもって構成する。

6. 特別部会

事業の実施にあたって必要な場合は、常任委員会の決定にもとづき、特別部会を設置することができる。

(機関の任務)

第7条 前条で定めた機関は、それぞれ次の任務を行なう。

1. 役員会

本会の運営に関する諸事項を審議し、常任委員会へ提出するとともに、緊急事項の処理にあたる。会長が召集する。

2. 常任委員会

①本会の運営に関する諸事項を審議・決定するとともにその執行にあたる。

②本会の運営に関する重要事項を、総会に報告しなければならない。会長が召集する。

3. 総会

①毎年1回以上開催する。

②過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。会長が召集する。

4. 地区代表委員会

各中学校区・高校委員会の活動に関する事項を審議する。常任委員が召集する。

5. 地区委員会

地区委員会の活動に関する事項を審議する。地区代表委員が召集する。

6. 特別部会

常任委員会の決定にもとづき特定の事業についての企画立案等にあたる。部長が召集する。

(役員・委員の選出と任期)

第 8 条 役員・委員の選出と任期は次のとおりとする。

1. 委員の選出

各種団体及び現任委員の推せんにもとづき常任委員会の承認を経て会長が委嘱する。

2. 地区代表委員の選出

当該地区委員の互選により正副 2 名を選出し、会長が委嘱する。

地区内に班長をおくことができる。

3. 常任委員の選出

当該地区代表委員会の推せんにより会長が委嘱する。

4. 役員の選出

役員推せん委員会の推せんにより常任委員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

役員推せん委員会は、役員・常任委員若干名をもって組織する。

5. 任期

役員・常任委員・地区代表委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

役員・常任委員・地区代表委員に任期途中の欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

6. 兼任の制限

役員・常任委員・地区代表委員は兼任することができない。

7. 委員の所属

委員の所属は、小学校区を単位とする居住区とする。

ただし、中学委員会、高校委員会は、当該校に在籍する生徒をもつ委員をもって構

成する。

8. 委員の解嘱

委員は常任委員会の承認を得て委嘱を解くことができる。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 書記は、役員会・常任委員会・総会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録保存し、通信連絡を担当する。

4. 会計は、本会の会計事務をつかさどり、総会に報告する。

5. 監事は、本会の会計を監査する。

(参 与)

第 10 条 本会に参与をおく。

1. 参与は、市立小・中学校の校長全員を委嘱する。

2. 参与は、本会の活動を学校教育並びに社会教育との連携をはかりながら推進できるように努める。

(会計年度)

第 11 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日におわる。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、補助金ならびにその他の収入をもってこれにあてる。

(規程の改正)

第 13 条 本規程の改正は、総会の承認を得なければならない。

付 則 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 この規程の一部を改正し、昭和54年5月15日から適用する。

付 則 この規程の一部を改正し、昭和59年5月10日から適用する。

— 組織検討委員会の報告 —

「組織検討委員会」は人権協活動の一層の推進を図るため、あるべき組織を展望しながら、今日までの活動の中で生まれてきた問題点を検討事項として以下のように提起しました。

1. 役員選出の方法について（規程参照）
2. 地区代表委員の数と名称など（規程参照）
3. 委員の推せん・異動及び解囑について

ここでは、地区活動の推進にあたって、委員の推せん、異動及び解囑等の問題点を中心に、本委員会での討論内容の概要を報告いたします。

■討論での基本的な考え方

○人権協は、「人権」にかかわって自らを啓発し、その輪を広げていく社会教育とその啓発の組織である。組織への参加は、強制されるものでなく、自発性に基づいたものである。

○組織の基礎は、それぞれの生活を基盤とした“居住区”を単位として成り立っている。

■問題点（1）中学委員会と高校部会在り方

・委員の異動

組織形態の基本は、居住区を中心に編成されている。したがって、小学校区において推進委員であった者が、中学委員会、高校委員会の委員

になった場合は、一時小学校区の地区委員会をはなれる。また、中学・高校の在籍期間を経過した後は、基本的に元の地区委員会にかえる。

■問題点（2）委員の解囑

人権意識の高揚は、人間平等・差別撤廃へと意識の変革を自らに問い返していく。地区委員会への委員の出席が悪いということが絶えず問題になるが、58年秋の「人権擁護都市宣言」を求める署名活動では、これら委員の方々が署名活動への積極的参加があったことを高く評価しなければならない。これらの状況を見る時、地区委員会への出席状況等を見るのみで、安易に委員の解囑を認めるような議論に傾くべきではないと思われる。

■問題点（3）通信費

人権協からの発送文書は、年間3万通に達している。人権協運営にあたって経費の軽減を図るため、一つの試みとして、地区委員会の案内状は、啓発活動の一つとして連絡網をつくったり、班編成を考えたりして、可能な地区から手配り方式を実践していく必要があると思われる。

おわび

本年3月末に発行した「あゆみ」の中に下記の委員会の活動報告が記載もれとなっていましたのでおわびを申し上げ、追加いたします。

《梅花高校委員会》

○6/17 講演「私の人生」講師・四条吸部落解放センター 婦人部長 森下愛子 氏

・参加者 約480名

○6/23・6/30 映画「明子の愛、そして」上映 ・参加者 計、約960名

○10/27 講演「在日韓国・朝鮮人の現状」講師 李 清一 氏 ・参加者 約470名

○11/24 講演「なぜ、同和教育は必要か」講師 大阪キリスト教社会会館館長 益谷寿代氏、・参加者 約75名

○1/26 映画「イルム」上映

・参加者 65名

○6/14 講師 止揚学園 福井光子 氏

・参加者 320名

○10/1「障害者とともに文化祭」止揚学園生徒による「笠地蔵」上演・作品出展

・参加者 全校生徒・PTA150名、止揚学園生徒60名出席

○12/19「障害者とともにクリスマス会」

止揚学園生徒達を大阪駅まで送迎、高校生とともに礼拝、合唱、劇等ともに行う。PTA約20名参加。

《桜塚地区委員会》

○12/13「授業参観と講演会」講演「差別のない社会をめざして」講師 鈴木 祥蔵 氏

・参加者 約120名参加

《熊野田地区委員会》

○12/16 講演「続・日本の女性史」

講師 元教育長 北原富男氏・参加者 68名

以上のほかに、他地区でも記載もれがありましたら、お許し願いたいと存じます。

人権に関する作品の募集について

昭和59年3月28日、豊中市は「人権擁護都市宣言」をいたしました。

豊中市人権協は、この記念すべき年にあたり人権意識の啓発をより一層進めるために、広く市民の皆様をはじめ、各機関・団体から「人権」に関する作品を募集し、人権擁護都市を宣言したまちとして、市民一人ひとりが、お互いの人権を守ることの大切さと、人権問題を自分の問題として考えるきっかけとします。

〔募集作品の種類と内容〕

身近な生活の中で見たり聞いたりしたこと、体験したことで、人権の尊さやお互いの人権を守ることの大切さを訴える内容とします。集団グループ・家族による共同作品でも結構です。

- 標語……字数は、20字程度とします。
- ポスター……大きさは4つ切(38cm×54cm)を標準とし、色数、材料は自由です。(イラスト、写真などでもよろしい。)
- 詩……400字詰原稿用紙2枚以内とします。

- 作文、体験記録など……400字詰原稿用紙5枚以内とします。

〔応募規定〕

- 対象……市内に居住する人及び市内に通学・通勤する人
- 記名……作品には、現住所、氏名(ふりがな)年令、電話番号を書いてください。(児童・生徒は、学校名、学年を書いてください。)
- 提出期間……作品の提出は、昭和59年7月1日～9月10日までとします。
- 送り先……豊中市中桜塚3丁目1番1号豊中市教育委員会 豊中市人権協事務局(TEL 858-2580)
- 審査……審査会において審査・選考し、入選作品をきめます。
- 作品返却……応募作品はお返ししません。版權は豊中市人権協に属します。応募された方には、参加記念品(粗品)を贈ります。

— 人権協基礎講座第1回に参加して —

八中校区 森 幸子

子どもの教科書の中に「にんげん」という見なれない本が混じっていました。豊中に越してきた春の、一学期が始まったばかりの頃でした。後で担任の先生から、同和教育の内容だと伺いましたが、意味がよく解らないまま、その本を開くこともなく一年が過ぎました。

次の年PTAの一員として、人権教育の研修会に参加させていただく機会に恵まれました。その後お話を伺うたびに、「にんげん」の本を開くことが多くなりました。時には真剣に考えさせられたり、読んでいて涙が出てきてどうしようもなかったりしたこともありました。今、親として子供に何を伝えなければいけないのか、深く考えていかなければ、と思っています。

今年、基礎講座に参加させていただきました。又違った角度からこの問題を伺うことができました。そんなばかな事が、と思っても現実には自分でも気づかないことが多いのでは、という反省をすることもあります。私にとっての人権協の研修会は、人との関わりの中で、「相手の立場に立って物事を考える」という努力目標の、支えの一部分になっているような気がします。

今年も暑い夏に、基礎講座が開かれましたが、一人だっただけ続かなかったかもしれません。地区代表さんや参加された方々が、PTAを通して何らかの関わりのある方々でしたので、声をかけ合いながら、道中も楽しみながら参加させていただきました。

生涯委員、生涯学習などと気の遠くなるような感じもありますが、一日一日の積み重ねの大切さを柱に、みずから差別しない人間に成長していけるように頑張りたいと思います。

委員の声

人権の大切さを一人でも多くの方に

—バス旅行の中で—

豊島北地区地区代表 柴田 匡

4月16日、曾根商店会の総会、慰安旅行が富山氷見で催された。

私も会員として参加、バスで6時間、名神から北陸道に入ると山間部には残雪、現地は桜の蕾未だかたしの感でした。

米原を過ぎたあたりで私は、やおらマイクを持った。「皆さんと暫く雑談と言うか、聞いて損しない話です。豊中に住んでいる限り常識であってほしい。」と前置きしながら、社会教育課で準備して頂いた資料をくばった。そして、作られた武家の家系から始まり、戦国時代の大名・検地の話から部落の起源・江戸・明治をへての水平社運動・戦後の部落解放運動・人権協の活動・今日の人権擁護都市宣言に至る過程・その理念など1時間半にわたってお話した。

その反響はどうであっただろうか。

皆さん熱心に耳を傾けられ、バスガイドさんからも資料の求めを受けた。

「商人や家庭の主婦の多くの方は、このような話を聞く機会も無く、その必要も無いと思っていたが、今日初めて聞き非常に良い勉強になり、人権の大切さを今更ながら身近に感じる事が出来た。」との言葉をいただいた。

人権協内研修もさる事ながら、一步踏み出してみれば、そこに大勢の勉強した事を喜んで受け入れてくださる多くの方々が、おられる事実を身をもって感じた。

ちなみに、参加された男女の平均年齢は57.8才かと思われる。

10年余、人権協で勉強させていただき、諸先生から学んできたことが身につく、1時間余りに亘り色々な質問にお答えする事が出来た。

無意識の中にある差別意識を少しでも自覚していただき、人権の大切さを一人でも多くの方に話し得た喜びで、私自身大満足のバス旅行でした。

子ども会結成にあたって

同じ子ども会なのに……？

克明地区地区代表 大川 弘

克明小学校では、学校・PTA・克明公民分館・部落解放同盟豊中支部・とどろき教育を守る会・教職員組合克明分会・克明子ども会連合育成会の七団体で、「克明小学校をよくする会」を結成し、地域ぐるみで、学校および、地域の教育環境の改善と人権尊重の教育の推進、更に地域連帯の育成に努めています。

特に、人権教育の推進については、子どもは勿論のこと、父母への人権啓発へ一段の努力がなされています。

数年前、克明校区で町別単位の子ども会設立の計画が進められている時、いろいろの議論がされていく中で、従来からあった解放子ども会をなくして、新設される一般の子ども会に編入させてはとの意見がでてきました。その理由は「解放子ども会に入っているから、部落の子だとわかるのでは。一般の子ども会に入ればわからなくなるのでは……」とか、「同和地区の人々が、かたまって住むから差別されるので、分散すれば差別がなくなる……」（部落分散論）などの意見が出されました。私も最初はそう思いました。

それが、解放子ども会の世話役の人の話を聞きながら話し合いをする中で、私の考え方が間違っていることに気がつきました。

人権啓発が叫ばれて久しい今日ですが、今なお、「そっとしておけば差別はなくなる」といった寝た子を起すな論もありますが、解放子ども会はそのような差別に負けない、たくましい子どもに育てることを目的としていると強調されました。

「遊びを中心とした、いわゆる、仲よし子ども会にとどまらず、差別を受けている苦しみや悲しみを皆で解決していく重要な任務を負う解放子ども会」（解放子ども会会長談）であることや、解放同盟の考え方を聞いて、現実には差別を受けている子どもたちの苦痛と、解放運動の非常に厳しい現状の姿を新たに認識しました。

そして、従来からの解放子ども会を存続したまま、新しく6つの子ども会をスタートさせたことは非常に意義があったと思っております。

今では、7つの子ども会が「克明まつり」の取りくみなど、お互いに助け合いながら、それぞれに発展している姿を見ると、たのしみを感じます。

コ ラ ム

「りんごの木」の悲しみ 三宅川 正

イギリスの著名な作家ゴールズワージーの小説に「りんごの木」というのがある。ロマンの香り高い名作で、わが国でも大学などのテキストとしてもよく読まれてきたものである。

一流の大学を出たばかりのいわば上流家庭の青年が徒歩旅行に出て、かってラグビーで傷めた膝を腫らし、通りかかった農家の娘の家に泊って世話をうける。やがてこの鄙びた村の美しい娘に恋を覚え、月夜に咲き乱れるりんごの花の下でのロマンチックな情景を展開し、遠慮する娘を口説いて駆け落ちの約束をする。その前に娘に衣装を買ってやろうとひとり町へ出たところ、偶然出会った学友とその妹たちにひきとめられ、一緒に海水浴などして遊ぶうちに、教養もあり上品なその妹に心ひかれ、遂に結婚することになる。そして25年。銀婚式を迎えて、かの思い出の地を再訪し、路傍に粗末な墓石を発見する。それが、自分の帰りを待ちあぐねて傷心の

末、投身自殺したかの娘の墓だと分って、青年は心のうずきを覚える、という筋である。

彼は何故この田舎娘を捨てたのか。作者はその時の心の迷いをいろいろ述べているが、根本的な理由は説明していない。しかしこれは青年の心底に無意識のうちにあった階級意識のせいであることに疑いの余地はない。イギリスに今なおある階級的な社会的仕組みや風習については、よく聞くところである。そういえばわが国でも、かって武士・町人・農民などの階級制度が厳としてあって、結婚その他のことでいろいろ悲劇が生じたことも周知の通りである。

今日はこのような階級的障壁は一応なくなったが、こと結婚となると未だにいわゆる「身分」の差ということではしばしば問題をひきおこす。この「身分」のすぐ隣り合わせに「差別」の問題が顔を出すとすれば、どうなるか。大変なことである。心すべきことである。

編集後記

59年度の1号として「第50号」をお届けします。「じんけん」は約4,400名の委員の皆様をつなぐ機関紙です。

わが豊中市も「人権擁護都市」を宣言しましたが、人権協としては「人権意識をより高めよう」・「人権尊重の輪を広げよう」の基本目標に向って、より一層の努力をしなければならぬと思います。

人権教育は生涯学習です。人権に関するいろいろの問題は、日常の出来事なかで、私たちの身近に学ぶべき事象が沢山あると思います。ほんのちょっとした会話とか、貴重な体験、ご意見をお待ちしています。

昭和59年度の新編集部が編成され、村田会長以下15名の編集委員は、読み良い、柔かな内容にと努力を続けてまいります。

末筆ながら、本号にご執筆くださった方々に心からお礼申します。(大田 宣夫)

機関紙編集部会名簿

氏 名	所属・役員
村 田 佐 市	会 長
越 水 ユ リ	会 計
田 村 幸 子	会 計
佐 藤 明 子	書 記
三宅川 正	一中校区常任委員
○大 田 宣 夫	二中校区常任委員
南 出 清 子	三中校区常任委員
松 本 多 恵 子	六中校区常任委員
羽 田 岡 造	十一中校区常任委員
榎 原 実	十二中校区常任委員
河 津 幸 子	十五中校区常任委員
平 井 弘 三 郎	十六中校区常任委員

○印は部会長